

維持管理に関する計画（エリールペーパー(株)原田工場 廃棄物焼却炉）

1. 維持管理に関する点検項目について

構造物の状況、産業廃棄物の保管状況、処理状況、消火設備等について、日常及び月例点検を行います。

2. 技術管理者による主要設備の点検について

焼却炉の定期自主検査項目及び点検事項に基づいて、本体、自動制御装置、付属装置等について、定期点検を行います。

3. 主要設備の機能維持について

労働安全衛生法に基づく設備の保守・管理を実施します。

4. 産業廃棄物処理設備の維持管理

(1)排ガス性状(O₂、NO_x)は 24 時間連続測定、その他のばい煙は 2 回/年 業者測定

(2)燃焼室温度、排ガス温度及び CO 濃度は 24 時間連続測定

(3)設備の定期自主点検を 1 回/1 年

(4)燃料別の使用量を日々管理し、処理能力を超えないようにします。

(5)受入れる産業廃棄物の水分を管理します。

(6)施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないようにします。

(7)産業廃棄物が設備から流出する等の異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止するとともに、関係者に連絡し、流出した産業廃棄物の回収、その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。

(8)産業廃棄物の積替保管場所は、三方をコンクリート壁で囲み、燃え殻等の払出しは、ジェットパッカー車へ積み込み、または灰加湿により飛散防止を講じます。

(9)構内清掃を保持します。

(10)著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じます。

(11)設備の維持管理に関する点検、検査、その他の措置記録を作成し、3 年間保存します。

以上